# タタメルバイク保証書

弊社製品をご購入いただきありがとうございます。 株式会社 ICOMA は下記の製品について、本紙に記載の保証を提供することを約します。 製品のご利用前に、内容をよくご確認いただきますようお願い申し上げます。

株式会社 ICOMA 代表取締役 生駒崇光

「製品名]

タタメルバイク

[保証期間]

購入日から1年以内でかつ走行距離が 5000km 以下

ただし、下記の部品については保証対象外とする。 保証対象外部品:外装部品・シート・消耗部品(ブレーキパッド・ブレーキシュー・タイヤ・ゴム類・油脂類等・ブレーキディスク・ヒューズ等)

[連絡先]

株式会社 ICOMA 製品サポート担当 support@icoma.co.jp

1. (保証について)

株式会社 ICOMA(以下、当社)は製品を購入した者(以下、購入者)に対して、保証期間中は製品が正常に動作することをに保証する。故障などにより正常な動作ができない時には保証書に記載されているサービス(以下、保証)を提供することを約する。

- 2. (保証期間について)
  - 1. 保証書に保証期間として記載された条件を保証期間とする。なお、保証期間は日数のみならず、走行距離、使用回数等で条件を指定することもできるものとし、複数の条件のどれかあるいは全てを満たす場合を保証期間とすることもできるものとする。
  - 2. 当社は部品名を指定して、特定の部品を保証の対象外とすること及び製品全体の保証期間とは異なるその部品固有の保証期間を指定することができるも

のとする。特定の部品が保証の対象外と指定されたあり、固有の保証期間が 指定された場合はその部品に関しては部品固有の指定が製品全体の保証期 間に優先するものとする。

- 3. 前項の指定は保証書に記載する形で行うものとする。
- 4. 保証期間が日数で指定されてる場合購入日当日を0日目とし、その翌日を1日目として起算するものとする。ただし、購入日は手渡しでの納品の場合には製品を受け取った日、通信販売等運送業者を使用しての納品の場合には製品の出荷日をもって購入日とする。

### 3. (保証が適用される場合)

- 1. 保証は、保証期間中に限り、提供されるものとする。
- 2. 下記に列挙する場合に該当する場合、前項の規定にかかわらず、保証は提供されないものとする
  - 1. 個人間の中古購入など、製品を当社もしくは当社の正規販売店・代理店 以外から購入した場合
  - 2. 第三者に製品を譲渡する等して、購入者が製品の所有権を持たない場合
  - 3. 字句の改ざんがある等、保証書が正規に発行されたとは認められない 事情がある場合
  - 4. 通常想定されている使用方法や保管方法とは異なる使用・保管が行われた場合。なお、「通常想定されている使用方法」とは、製品のホームページ、製品の説明書、製品の案内等購入者が確認することが期待できる場所に記載があるものや、一般に流通している市販の類似品を使用する上で使用者が通常有していると期待できる知識を含むものとする。
  - 5. 弊社もしくは弊社が指定したサービスマンによらない修理や改造が行われた場合
  - 6. 追突、高所からの落下、水没、塩害、高温や低温下での放置その他、製品を破損させ得ると通常考えられる外部からの影響があった場合
  - 7. 通常の利用時に不可避的に発生する傷・損傷であり、全体としては製品 の機能に影響のない損傷である場合
  - 8. 通常の利用方法をしていても、劣化がさけられない消耗品の消耗に該当する場合
  - 9. 日本国外で使用した場合
- 3. 保証期間を過ぎている場合、製品が未使用あるいは使用回数が少ないことは 保証の提供の諾否を判断する上で考慮しないものとする。購入者は保証期間 外に、製品の使用回数が少ないことを理由とした保証の提供を当社に対して主 張できない。

#### 4. (保証の内容)

1. 当社は保証の内容として、修理もしくは交換等、故障した製品を正常な状態に戻す作業(以下、修理等)を無償で実施するものとする。なお「正常な状態」と

は、製品があるべき動作をすることを意味するが、故障以前と全く同じ状態であることは含まれないものとする。また「修理等」には個々の製品の個体差の復元は含まれないものとする。

- 2. 修理等の具体的な内容は実機の状態などを勘案して、当社が決定するものと する。
- 3. 故障箇所がオーダーメイド品、独自のカスタムが行われたもの、一点物等、一般的に流通していない部品(以下、特殊部品)である場合、その特殊部品の入手について合理的な努力を行う。そのうえで特殊部品の入手が困難であると当社が判断した場合、当社は特殊部品に変わる他の入手可能な部品の提供をもって修理等(以下、代替修理)とすることができる。当社が代替修理を決定した場合、購入者は特殊部品が提供されないことを理由とした修理等の拒否はできないものとする。
- 4. 修理等で製品を正常な状態に戻すことができない、または修理等に製品それ 自体を上回るコストがかかる等、特別な事情がある場合には、当社の判断で返 金もしくは製品と同等以上の別の製品への交換(返金等対応)ができるものと する。当社が返金等対応を決定した場合、購入者はこれを拒めない。
- 5. 修理等を行っている期間中の代替機の提供などについては原則行わないもの とする。
- 6. 当社は、法によって認められる限りにおいて、保証書に記載がある内容の補償のみ行うものとし、製品の故障によって生じた逸失利益の補償、二次災害の損害の補償、製品を使用できない時間の金銭的補償その他一切の補償をしないものとする。

#### 5. (保証を受けるための手順)

- 1. 購入者は保証期間内に、保証書記載の連絡先に故障などが発生していることを知らせ、保証に基づく修理等を受けたい旨を表明しなければならない。
- 2. 前項の連絡を保証期間内に行った場合でも、保証期間を経過してから1か月以内に製品が当社が指定した場所に到達しなかった場合には保証は受けられないものとする。ただし、地震、水害、台風その他の自然災害や戦争、紛争およびそれらに伴う交通の混乱等、利用者の責めに帰すことが出来ない理由により製品が到達しなかった場合にはその限りではない。
- 3. 製品を送付するための箱、梱包材等の用意並びに運送業者の集荷の手配等 製品の送付に関する手続きは利用者が実施するものとする。製品の輸送途中 に生じた損害については、当社は責任を負わない。
- 6. (修理等を行った場合の部品等の所有の帰属について) 修理等に際して部品や本体の交換が必要になった場合、新たに取り付けられる部品 や本体を購入者所有とし、交換の対象となった部品や本体は当社所有とする。購入者 は交換の対象となった部品や本体の返還請求は出来ないものとする。
- 7. (修理等後の保証について)

- 1. 修理等が行われた際には返送日から1か月間もしくは元々の保証期間のいずれか長い方をもって保証期間とする。
- 2. 前項の返送日は、当社から購入者に出荷された日を0日目として起算し、その翌日を1日目として起算するものとする。

#### 8. (保証適用外の場合について)

- 1. 当社は保証期間外である場合や保証対象外の部品の故障等、保証が提供されない理由がある製品については修理等を行う義務を負わない。ただし、購入者からの依頼に基づき、当社の判断で、当社から購入者に有償での修理等を提案できるものとする。
- 2. 購入者が事前に知っていたあるいは事前に知りえた情報を当社に伝えなかったことにより当社が保証が提供されない場合にあたることを事前に判断できなかった場合、5条 a 項の連絡があった時点に遡って、当該案件を保証が提供されないケースとして取り扱う。
- 3. 保証適用外の修理等を行う場合、4条 a 項後段、同条 b 項、c 項、d 項、e 項、f 項、5条 c 項、6条、7条を準用する。

#### 9. (保証書の改訂について)

- 1. 保証書の内容を変更する際には、当社は事前に購入者に通知を行うものとする。購入者が内容の変更に同意した場合、その同意した購入者に対して保証書の内容の変更は効力を生じずる。
- 2. 購入者は通知から1か月以内に限り異議を申し立てることができる。異議を申し立てた場合、当社と購入者は保証書の内容の変更について協議を行う。協議により合意に至らなかった場合、当社はその購入者に対しては保証書の内容の変更を主張できない。
- 3. 購入者が前項の異議を申し立てない場合には、購入者は保証書の内容の変更に同意したものとみなす。

## 10. (反社会的勢力の排除)

- 1. 購入者は次の各号の事項を確約する。
  - 1. 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
  - 2. 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
  - 3. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、製品を購入したり、保証の提供を求めたりしていないこと。
  - 4. 製品に関する一切に関してに、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。 ア 他者に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為 イ 偽計又は威力を用いて他者の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

- 2. 購入者が前項の規定に反した場合は、当社は購入者からのあらゆる形態の要求を断ることができるものとする。また必要に応じて警察その他の機関に購入者の情報を提供できるものとする。
- 11.(専属的合意管轄裁判所について)

保証に関する当社と購入者の間の紛争については、東京地方裁判所をもって第一審における合意上の専属的管轄裁判所とする。

12. (特約について)

保証書の前条までの規定にかかわらず、当社と購入者の間で書面による両者の合意がある場合にはその合意内容をもって保証の内容とする。